

## 総務委員会・分科会での主なQ&A

12/7 開催  
付託議案 12件  
請願 1件

西条市職員の給与に関する  
条例等の一部を改正する  
条例について

**Q** 本市の職員給与は県内他市と比べてどのような状況か。

また、人事院勧告に伴う給与の改定に加え、本市独自の給与改定を行う検討が必要ではないか。

**A** 本市の一般行政職の平均年齢は、県内11市において最も低い状況であり、本市の平均給与月額30万3千800円と、県内11市の平均給与月額31万7千

500円を下回っている。しかし、厚生労働省が実施している、民間事業者の賃金などを調査した統計内容と比較すると、本市の給与水準は民間と比べて決して低い水準ではないと認識している。

職員給与の改定は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて行うが、人事院勧告以上の独自の給与改定については、後年度に及ぶ財政負担や、市民の理解などにも必要であり、慎重な対応をしたい。



### ～人事院勧告について～

人事院では、国家公務員と民間の4月分の給与（月額給）を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行っています。

また、民間の特別給（ボーナス）の直近1年間（前年8月から当年7月まで）の支給実績を調査した上で、民間の年間支給割合を求め、これに国家公務員の特別給（期末・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。

## 福祉文教委員会・分科会での主なQ&A

12/8 開催  
付託議案 9件  
請願 2件

西条市子ども医療費  
助成条例の一部を  
改正する条例について

**Q** これまで、子ども医療費助成を市の単独事業で拡大することについては、国や他の市の動向を注視するとしてきたが、今回、条例を改正するに至った経緯は？

**A** 子ども医療費助成のような社会保障や福祉的な制度については、自治体が制度の競い合いをするものではなく、ナショナルミニマムの思想の下、国内どこに住んでいても同じ助成が受けられるよう、国が全国一律の制度として整備するべきであると考えてきた。

しかし、県下のほとんどの市町が、助成を拡大する中、本市においても市民などからの要望が高まってきたため、保健・福祉に加えて、子育て支援の充実を目的に実施することになった。助成対象は、所得制限などを

設けず、18歳に達する日以後最初の3月31日までに拡大し、就労、婚姻している場合も対象となる。

西条市適応指導教室条例の  
一部改正する条例について

**Q** 国や他の市町では教育支援センターという名称を使っているところが多い中、西条市適応指導教室を、西条市教育支援教室とした経緯は？

**A** 同教室を運営する青少年育成センターを中心に協議を行い、青少年育成センターと呼び名の重複による混乱を避けるため、他の先進事例に基づき教育支援教室と決定した。



児童・生徒の個性にあった指導を行う教育支援教室 いしづちの学習室